

★2回『東亜日報』を読む会

1975.3.1

於・大阪市立労働会館

プログラム

- 1) 「東亜日報」最近の記事の紹介
- 2) コバウおじさん (2月10日～21日)
- 3) 朝鮮語 10分間講座
- 4) 「この記事読んで。」のコーナー
- 5) 詩の紹介と朗読
- 6) 3.1 運動とあつた「東亜日報」について
- 7) その他、討論

『東亜日報』の申し込み先

〒100 東京都千代田区有楽町2-2 マスヤビル9F
郵便振替 東京 67823 1ヶ月分 2,000円

『東亜日報』を読む会

連絡先 〒655 神戸市垂水区多聞台3丁目10-25-201 藤田方

TEL. 078-781-8677

幸いであれ(良心の高唱 (2月18日))

インタビュー 釈放された拘束人 ^{カンニンオク} 姜信玉 (39才、弁護士)

裁判の基本手続を無視

「道徳的な沐浴」をして出てきた

「決して司法殺人であってはいけない。職業上弁護士をしているが、被告人と意を同じくし、むしろ被告席にいる。」— 厳しい軍事法廷で、詩人・金聖河氏(34)などの弁護をしながら、このような叫びで拘束されてから 207 日程で、出てきた姜信玉氏は、「受刑生活を終る向に『道徳的な沐浴』をして出てきた」といわれた。

監房で着ていた綿の韓国服のみなりの着のまま、ソウル西大門区ソンスニ洞の自宅に帰ってきた姜弁護士は、夫人 吉英子女(36)と子供の秉承君(4)などが入りまく塩洗礼を受けながら 2 階の書斎へおぼっていった。

—— まさ、所感から……

「国民のみよさんと法曹人の潔白を祈とうに感謝おびだけです。日に、まだ一部の人が出てこれないのに対して心が痛みます。」

—— 被告人として法廷に立った時、万感が交差したのでは……

「緊急措置の下では、犯罪内容を引き出して弁論することも許されなかった。しかし、弁護人として法律適用問題を話さざるを得なかったし、弁論が犯罪となるのかに対して非常に考えました。私は、弁論は犯罪にはならないと判断し、良心の声で弁論しました。2 回、法廷に立ったとき、法というものは、形式的に適用されるは無意味であり、法が形式にかたよる時、こうした悲劇的ゆがみが生じるという事実を実感しました。」

—— 民青学連事件の弁護人として感じたことは……

「裁判過程で基本的な手続が無視されていたのに、内容を語る必要すら感じさせませんでした。弁護人として反対意見を言う時、被告人が暗黙的な言葉で場所があって自由な陳述ではなかったことをほのめかすこともあった。」

—— 裁判が公開されなかったとして、また、人革党事件関連被告人の家族が公開裁判を要求しているが……

「必死抗議しなければならぬことです。特に内乱罪の場合、秘密裁判で犠牲となる

ことが歴史的に多いために、内乱罪の裁判は、公開されなければなりません。」

——司法権は独立しているのかという問題が提起されているが、このことの大統領特別談話」だけを根拠に、又法院が拘束執行停止決定を打ち出したことほど
のようにお考えなのか……

「もちろんこの決定は司法権の独立精神には適応すると見えます。だけれども、当初拘束されてはならない人たちが拘束されたために高次的な正義から被告人を解放した
ものとして見なければなりません。ただ「赦免」は、根本的な解決ではなく、政治的
な事情によってとりつこう単にすぎない。」

——最後に、これからすべきことのようなものを……

「この事件を契機に、為政者の法外能意識、たとえば、法を良心を踏みにい
り、権威で真理を押しつけることができるという考えに傾いているのに対し、生きに体験
を得ました。したがって、こうした悲劇的体験がくりかえされはばうに番人の役
目をしていきます。そして、法律家として抑圧を受けた人を救う道を求め、彼らを
に付けていきます。」

“いわゆる民青学連事件を告発す。”

(1975. 2. 11日付「東亜日報」1頁19)

神と自由、そして人権を愛する国民の皆さん。最近に於て民青学連事件は、以前より当局により報道されてきた事実と、内容が全く違う史上類例のない、最大の自然法蹂躪事件であることが明らかになった以上、大韓民国国法の最高機関である大法院の判決でさえ承服できず痛哭する現実を指摘しついでにけいするでせん。

一国の国民が望んでいる法とは、いつでも変えることのできるものだが、政府のみが望む法が、その存在すら不可能なのは、国民主権の原則であり不可変の真理であることに対して、いわゆる民青学連事件の非常に制限された傍聴過程を通じてえられた関連拘束人々たちの法廷陳述及び諸法廷記録抗疏理由書々々を土台にして、事件の真の姿を明らかにしておきたいと思ひます。

<事件の性格に因りて>

・柳寅泰(ユ・インテ)-----学生運動は、歴史的伝統において、反独裁、反外勢を旨とする民族主義、民主主義具現の爲の極の国民意思連繫の集約的表われとして、確固たる牽制勢力を有する大韓民国の後進的社會改造上、統治権の不当な行使に対抗してきた唯一の統制材能の役割を担ひてきており、これは民主主義國家において正当な権利及び義務だと思ふ。このような伝統から、我々は、当局の覺醒と是正を要求するまでもを行なおうとしただけであり、それ以上は知らぬことであり考ふる必要もない、ましてや計画したこともない。

・徐仲錫(ソ・ジョンソク)-----学生運動が、ただちに反國家、反政府を意味するということはない。社會奉仕活動・實態調査學術セミナー、そして純粋な学生の立場からの署名運動及び、

デモなどがある。

・金孝淳(キム・ヒョスン)-----現在の如く、国民経済政策の失政が多く、政党政治活動が諸材能を果せず、言論の自由が極度に制限されている現体制化において民主主義を学ぶ純粋な学生の立場から抗議デモというのは必然的である。

このように見地から、学生デモを都市の清掃作業に例えることができる。ごみを片づけずに放置しておけば臭いが漂うばかりでなく市民の健康を害する伝染病までもひき起すだろう。出来るならば、本人はいつも清掃員の立場に立っていたい。

◎ 団体としての組織に関して

・李哲(イ・チョル)-----全国民主青年学生総連盟という反国家団体が1974年3月7日、正式決定をみたというが、その場所は親友たち相互間に抱いていた誤解を解消させるための鄭文和(チョン・ムンファ)、羅炳提(ラ・ビョンイク)、柳寅泰(ユ・インテ)、徐仲錫(ソ・ジョンソク)、本人はすく、5人の集まりであったのであり、いわゆる民青学連の指導的任務に従事したという理由で現在起訴中の他の様々の被告人たちからいかなる決定権を委任されているか、たゞは勿論、代表者や職責及び範囲、綱領又は規約に関する何事も備えている集まりだったので、いかにして国家変乱・政府転覆・労農政権を樹立させるための反国家団体の正式結成が成されるのか。

我々は、反政府には見えようとも反国家ではない、反国家団体では使えない。世界各所において学生デモが起っているのも、国家変乱などというものでない。

・黄寅成(ファン・インソン)-----学生運動は、運動関係者たちの創意的で相互対等の立場から自律性を背景に成し上げられるのが伝統の流れであり、上下関係はありえず、すくんではそのような関係から学生運動が成立することはない。

◎民青とは何か？——黄寅成(황인성)——全国民主青年学生総連盟という名称は、1974年3月27日李哲(이철)、鄭汶和(정문화)、金秉坤(김병곤)、本人の4人が会って、ビラの草案を検討する中で、学生運動の前例にならってビラの下段に記載する名称を構想したが、鄭汶和は「反ファッショ全国学生総連盟」、金秉坤は「民主回復全国学生総連盟」、本人は「全国民主青年総連盟」を考え、その中で最も学究的で民主的な意味があるとして、ビラの下段につけるための名称として採択されたものにすぎなかった。

◎弁護士の上告理由書に表われた捜査過程における拷問——被告人全員は、中央情報部で水拷問、電気拷問、眠らせないようにする拷問などを受け、その傷跡と恐怖が消えないうちに検察官の審問場所、やはり中央情報部内にある場合が多く(李哲、柳寅泰(유인태)、李根成(이근성)、鄭華永(정화영)など)審問中はいつも中央情報部員が同席し、否認すれば中央情報部に連れ戻されて拷問を受けることもあり(金孝淳(김효순)、徐仲錫(서중석)の場合)、司法警察官の意見書を読ませてそれを書き取り、審問調書だとして母印を強要したことは、憲法第10条(身体の自由)に反する重大な違法であった。

李哲……法廷で告訴事実どおり自認しなかったとして、拘置所まで押しにきた官員に殴打を受けた。李康哲(이강철)……某所地下室で20日間の電気拷問を受けた。呂正男(여정남)……告訴事實は初めから終りまで全部ウソだ。某所で電気拷問など各種の拷問を受けたし、一夙夜に数回にわたる審問調書を受け、人間としてこれ以上耐えることのできない肉体的、精神的極限状況ですでに検察に送致された陳述書を、捜査官が読み上げるままに書くしかなかった。

◎民族指導部および10人協議会に關して——学生が当局に要求したいに
とがあっても、彼らは政治団体ではないために協商できる道もなく、自然
激しいスローガンをもってデモをするようになるのだが、しかし結局名分が
求め得ずしてかた解散させられる場合が多い。そうだとすれば、こうした学生
の正当な要求を当局に代弁でき、諮問できるネ士の著名人士で構成された協
議会のようなものがあれば、学生もその人達の指導を受けることができると
いう空想をし、捜査官に陳述したことがあったが、当時捜査官がどのような人

達かというのに、思いつくまま平素尊敬してきた尹渚善(윤보선)、金寿煥(김수환)、朴炯奎(박형규)、鄭一亨(정일형)、(정구영)、張俊河(장준하)、千寬宇(천관우)など教名を答えたことが、告訴状に社会主義政府樹立の過渡機構とされた。

◎ 武力蜂起による内乱に際して —

李哲：過去 ソウル文理大デモのとき、警察と捜査官が校内に押し入ってきたこともあり、自講中である学生達まで連行したこともあった。1971年10月13日、文理大デモのときに、サイタービンを作った火炎ビンが使用されたというが、人命に被害を与える位の破壊力はなかったという。このような理由から、今度のデモは、国内言論の報道自由が閉鎖された臭を勘案、我々の正当な要求を、国民に知らせるために、街頭示威も考えたために、棍棒とサイリング弾、ペホホクで武装した。阻止警察力に押され、校内討論大会にたけこぼれることにならぬように願う気持ちから、ペニシリビンや、ハムカスビンで火炎ビンも製作しようとしたが、製作が不可能で放棄してしまっただけであり、実際、製作がなかったとしても、銃も战车もない我々の破壊力の弱い小さな火炎ビン程度でどのようにして、国会・中央庁、青瓦台その他重要政府機関等を強占することが出来、政府を転覆しようとしたというのか。

柳寅泰：我々には、すべからず、白痴あるいは精神病者ではない。

徐仰錫(이승석)：某所で捜査官が言うことには、「ここには、一定の事項を書きようになっている。憲法改正を要求することは、政府転覆をしようとすることと同じだ」と語った。

◎ 不穩書籍及び論文、歌の歌詞について —

李賢培(이현배)：論文を書くために専門課目に関係する資料として購入した。すべからず文教科から輸入許可及び出版許可をうけた本である。軍人は銃によって口を守り、学者は文字によって口家を守る。罪があるというならば、研究してみたいという罪は他にない。

李哲：「テロリズムの評価」という論文は、ソウル文理大のペ・ソンドン(배성동)教授の課題として、卒業単位を取るために、提出した論文である。本人が共産主義者であると仮定したとしても、学校に提出する論文で何故、共産主義理論を展開するのだろうか？

キム・ヒョスン(김효순)：飛んで行くからさよ……という歌詞は、過去デモの時に文理大の先輩達から書かれた歌であり、日帝治下で独立軍が

「瀋州」で歌った歌として知られており、1970年「思想界」5月号に載せられたテ・ユンボ（田舎子）氏の『回想の荒野』にも同じ内容の歌詞と解説があった。

◎ 日本共産勢力であるという日本人関係について

李哲・郭慶泰：某所地下室でソニョンの検事は「日本人関係の誇張された部分は、裁判の時、おの手は是認してくれ、今、韓日関係が微妙な状態にあるので、国家利益を考慮して、控訴状の内容の通り陳述してくる。お前、決してお手たちに不利にたふるようにはしてやる」と語ったのに、その後にも、このような送還を何度か受け、国家的利益という観点から誇張された部分を是認したと云う。その誇張された部分である「郭東儀（郭東儀）の依頼により、入国したという内容、共産暴力と革命に関する話があったという内容、政府重要核弾頭強占計画等に関する内容、勤労人民党の話聞いたという内容、彼らから武器搬入を送還されたという内容、統革党放送を聞いたという教育を受けたという内容等は作られた虚偽の内容である。

◎ 人革党勢力に関して — 李哲(イ・チル)、柳實泰(ユ・インテ) … 我々が呂正男(リ・ジョンム)から学生デモに関して、人革党の指令と教育を受けたというが、本当に根拠のない虚偽である。たゞ、呂正男に会った時、むしろ、我々及びソウル大の学生運動を紹介してやり、学生運動の正しい方向に関して、我々の考えを話した。

◎ 関連人士の最後の陳述 — 年齢、77才で私の生涯で初めて、国家内乱の罪名で裁判を受けるようになり、感懐が深い。裁判長が私の意見を尋ねたが、私のことに関してはもう話したくない。

しかし、国家に有望な青年達が無実の罪に問われらるるのに対しては語らざるを得ない。この学生達は絶対に共産党ではない。この学生達は 萬葉の基督教人の息子らであり、自ら道人が基督教の校園で育った人々である。言うまでもなく、共産党は神を認めない人々であり、基督教信者は神を信奉する人々ではないのか。特に、今回の事件は人革党と連結させているが、現在では存在しない団体である。どのようにして、存在しない団体を造って、学生達と結び付けさせるのか。私はこの学生達が我が国の守り手の人材だと考える。法が許すならば、彼らに与えた罰を私が代わって受けたい。今、私に15年の求刑をしたが、15年ではなく、お前たちか死刑場へ引いていくことがあつても、民主主義を行つてこそ生きられるという私の信念は変わることはないだろう。

池学淳(チ・ハクジュン)(主教) … 金基河(キム・ギハ)に金を与えた事實はある。民主主義を叫び、自然法にたかうことを指摘し、批判したことは天主教主教としての当然の義務であり、責任であると信じている。誰か政権を握った、政治をしたという關心はない。私の願うのは、国民が基本権を侵害されず、正義が樹立する社会と、良い国を望むだけである。

朴燦奎(パク・チョンギョ)(教師) = いつでも国のために祈禱する。今回の事件で、学生達に資金を援助してやった。真正な民主回復のための学生達の行動を前から知っていた。そして、彼らが正しいことをして欲しいと考えた。私は、出来ることなら、学生達よりも重くはなれなくとも、私に軽い罪を犯さず重い罪を与えよ。

金基河(キム・ギハ)(詩人) = 独裁打倒のために民族を救うことが出来る。学生運動を助けることさえできれば、どんなことでも助けてやりたかった。極限斗争というものは、政府態度を意味するのではない。この場でこうして縛られるに耐えていることか、抵抗であり、極限斗争である。国民の批判を受けたければ、税金を払う必要はない。不正に抵抗し、批判することは民主主義の義務であり、批判だ。

◎法廷弁論 要旨—日本が国権を奪取し、統治した当時、我が国の独立を叫んだ33人に与する裁判も、国権紊亂の變亂や内亂と見ず、騒擾罪を適用して、最高12年に止めた。

いくら厳しく見ても、集会、示威に關する法律違反乃至、騒擾罪の他に罪を見つめることが出来るものは、死刑、無期、20年刑とは法のインフレではなぬか。十4又の法は憲法であつた。憲法は眞理を発見することが出来る、正しを呈現することが出来る。檢察官達は、國を愛する學生達に、赤の罪を負わせ、司法殺人をしてゐる。証人、証拠申請も一方的に棄却された。檢察側証人に対する弁証人反対尋問權も行使することが出来るかた。該に於て、下命系統が無視された裁判で死刑及び、過重の刑量は不当である。

拘束者家族協談会
拘束者家族後援会。

「善心撤回」に就労人 集団抗議

東亜日報

1975年2月14日

ソウル市
防務
築造工事

人員へらし 労賃をカット

500余名 現場事務所を包囲

ソウル市が零細民たちのために、ソウル市の周辺で大規模に着手してきた各種就労作業は、国民投票の終った13日から、規模が大幅に縮小した。その上、作業時間を延長する反面、労賃はカットされるため、就労零細民、数百名が集団抗議するなど、善心撤回のまじりに憤慨している。

13日午後5時頃、ソウル市マサ洞・ファンル・ソウル防務築造工事現場で作業を終った、ソウル市ハンタン2、3洞およびマジョン2洞に居住する就労者500余名は、現場監督官から「本日より作業目標量を達成するに労賃を計算すると、作業内容別に最高45%までの労賃カットを通告されるや、作業道具を手にして現場事務所をとり囲み、約35分ほど集団抗議した。就労者たちは「国民投票の終るのか、こわい」「投票日になったら、つとめていっしょにしていよう、といったのに……」などと、口々に騒ぎだしたため、空気が険悪になった。現場監督官は「今日は、もとのままに労賃を計算しやるが、残り残した仕事は明日、埋め合せにやらん」と語り、就労者たちは一時ごわめいていたが、やがて解散した。この日ハンタン2洞住民は、監督官から「今日の作業で、目標量の55%を達成したため、以前より円高給されている男子は550ウォン、女子は385ウォンずつ給する」と通告された。ハンタン3洞住民も、目標達成によって労賃の35%カット、マジョン2洞住民は22%のカットを、各々通告されたため、零細民たちはこのよう集団抗議に及ったということである。

■ハンタン2洞に住む、金某さん(38)は「国民投票の前は作業量に関係なく一日、男子4ウォン、女子7ウォンずつ計算してくれ、作業時間を朝9時から午後3時半か4時までだった。投票の終った今日は、午後5時まで、キリッ仕事をさせた」と語った。

■またソウル市マジョン2洞の安某さん(58)は「投票前までマジョン2洞では毎日170余名、働いていたが、今日は100名ほど減りしか、働かされた作業は票が

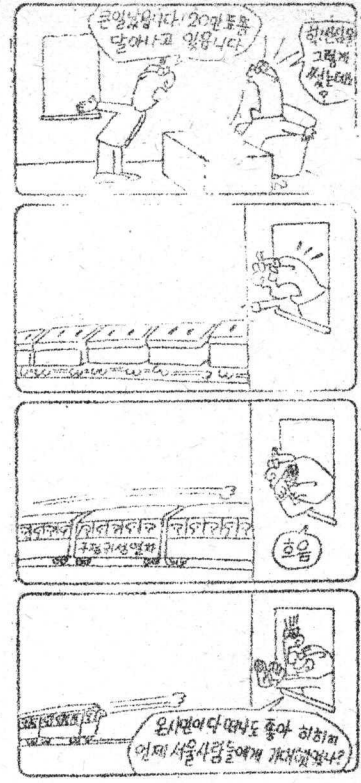
手渡された。これからは 総じて仰けるのかどうか心配」という。

ハンタン3洞の場合も投票前 毎日 140名ほどの仕事に出たが、13日には
65名であった。一日、3千余名くらい的人员で賑っていたが、ソボン地区作業場
は、13日には 予/ 1,148名 ソボン 736名など、1800余名に減った。
これについて、14日午前ある現場監督官は「就労作業は日当じやなく、ルマ
によって金をやるのが当然」と語った。また、ソウル市当局者「就労作業は
区役所長の裁量に任されるが、従来は 作業の内容よりも、資本金散布など
~~の~~ 外形的な事に比重を置いていた。これからは 作業内容に忠実を
するにため、このような方針に変更されたようである」と説明している。

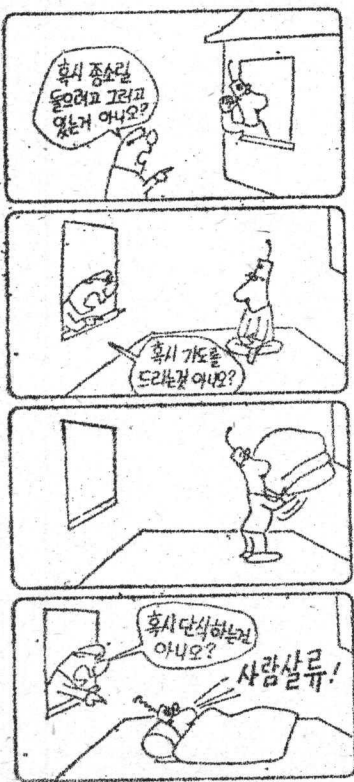
1975년
2/10



2/11

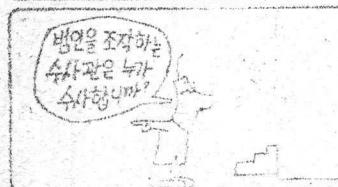
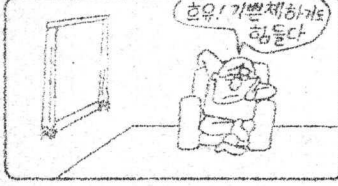
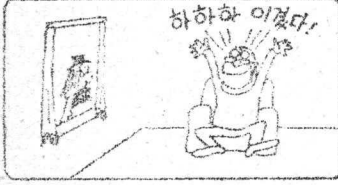
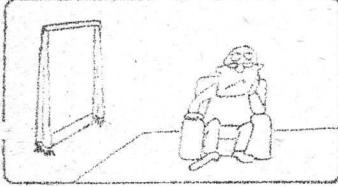


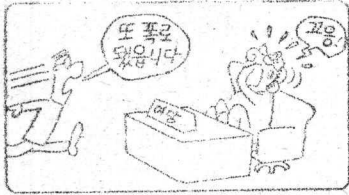
2/12

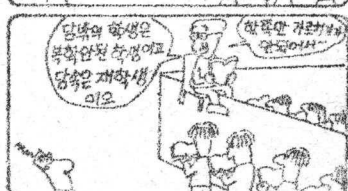
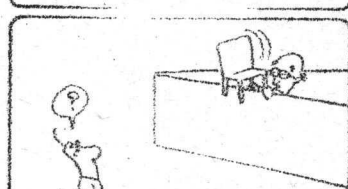
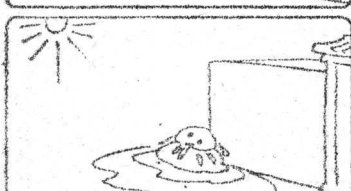
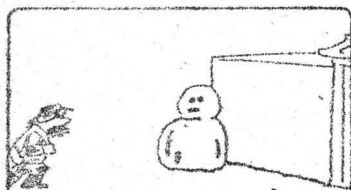
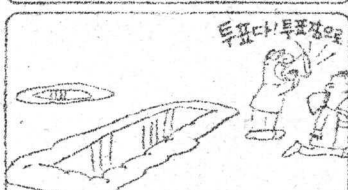
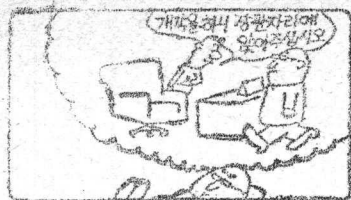


2/13









2-10

- ① すべての道はローマに通ず、という言葉がありますか... ちがう。
- ② すべての道は安楽に通ずるんだ
- ③ 国民の国民による国民のための政府という言葉がありますか... ちがうのだ
- ④ 政府の政府による政府のための政府もあり得るんだ。そのようなことは聞かないように

2-11

- ① 大変です！ 20万票が走っていきます。ヒ！善心をこんなに使ったのだ？
- ② (旧正月帰省列車) フム
- ③ すべての市民が去ってもよい、ヒヒヒ、ソラに市民に期待したのだ？

2-12

- ① ひょっとして鐘の音ごも聞こうとしているのではないか？
- ② ひょっとして祈とうをささげているのではないか？
- ③ ひょっとして断食をしているのだ？ は？ たまけて！

2-13

- ① 投票結果圧倒的支持、ホホホ
- ② オホホホ
- ③ (食堂) ハハハハ
- ④ アハハハ ホホホホ

2-14

- ① ハハハハ 勝った！
- ② ハハハハ 勝った！
- ③ フカー！ うれしそうにするにも骨がおれる。

2-15

- ① (米国テキサス牧場) 長が貴い！
- ② (韓国総外信)
- ③ (韓国行)
- ④ (文教部) ここに鈍馬が一匹いるというが、売って下さい。

2-17

- ① 筆跡鑑定をするから、言うとおりに書け
- ② 金〇成万才、と書け
- ③ ヒャー！ 左翼を捕えた
- ④ 犯人を捜査する捜査官は誰が捜査するのですか

2-18

- ① (某所) 不正投票を暴露した人固を民主闘士と呼んで野党が... え、それでは不正投票を敢行した...
- ② わいわれは不正闘士となるのだな...
- ③ (別の某所) 釈放された人々が拷問されたことを暴露して、野党が... え、それではわれわれは何になる？
- ④ ひょっとして拷問闘士と呼ぶがもしもせん、닥쳐！

2-19

- ① 刑罰をするから長官の椅子におすわり下さい
- ② もしもし
- ④ 君！ また鈍馬長官になった夢をみているのだな。(ヒヒンブルル)

2-20

- ① 就労事業ですよ！
- ② 投票だ！ 投票場へ
- ③ もし！ 四方に掘った穴はそのまきにしておくのですか？ そうだ！
- ④ ひょっとしてスライが歩いていそ落ちるかもしいなら？

2-21

- ④ あ！ 天ともどりの足場がなくなった

2-22

- ① (大学)
- ② 授業開始 なぜそんな所で教えるの？

- ④ 堀の外の学生は、復学できない
学生で、堀の中の学生は在学
ですよ。一方だけ教えることは
できなくて……

2-24

- ① また不正投票が暴露されました
アゲ！ (与党)
② また暴露されました
クーン！
③ 今回は拷問暴露です
クオーッ！
④ 近ごろヨガをわさってるの？

2-25

- ① 広告弾圧を三月ばかり受けてか
ら、ぐっとやせましたね
② 目に見えないゆうれい集団と闘っ
ていますから……
③ 乃一新聞が死んだら、どんな抑
圧を受けても訴えるところかな
いですよ
④ あれ！ 新聞社もぐっとやせて
いる (東亞)